

虐待防止のための指針

令和6年4月1日より施行

ヘルパーステーションばれっと

1. 基本理念

・利用者の尊厳の尊重

利用者一人ひとりの尊厳を守り、全ての利用者が安全で尊重された環境で生活できるように努める。

虐待は絶対に許されることなく、予防と早期発見を目指した対応を行う。

・虐待防止は全職員の責務

虐待防止のためには、全職員が一丸となって取り組む必要がある。施設内で働く全職員が、虐待の予防に関する基本的な認識を持ち、適切に行動することが求められる。

・虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応

虐待が疑われる事案については、速やかに事実確認を行い、必要な対応を取る。発覚した場合には、利用者の保護と適切な対応を最優先に行う。

2. 虐待の定義と防止の基本方針

・虐待の定義

虐待とは、身体的、心理的、性的、または財産的な搾取を含む、利用者に対して不適切または過剰な扱いを行うことを指す。虐待には以下のような行為が含まれる

1. **身体的虐待**：殴る、蹴る、拘束するなど、身体に対する暴力。
2. **心理的虐待**：暴言、威圧的な態度、無視、恐怖を与える行為。
3. **性的虐待**：不適切な身体的接触、強制的な性行為など。
4. **経済的虐待**：財産や金銭を不当に取る、管理すること。

・虐待防止の基本方針

利用者の権利と尊厳を尊重し、暴力や虐待のない環境を提供する。

虐待行為を発見した場合には速やかに報告し、適切な対応を行う。

虐待が疑われる場合は、必ず調査を行い、必要に応じて外部機関に通報する。

予防教育を行い、スタッフ全員に虐待に対する認識を高め、再発防止に努める。

3. 虐待防止のための具体的施策

・職員の教育と研修

1. 虐待の予防に関する教育

職員全員に対して、虐待の定義、兆候、予防方法についての研修を定期的に実施し、虐待防止の意識を高める。

2. エンパワメントとコミュニケーションスキルの向上

利用者との良好な関係を築くためのコミュニケーションスキルやエンパワメント（自己決定を尊重する支援）の技術を職員に指導する。

・施設内での監視と評価

1. 定期的な監査と評価

施設内での虐待防止に向けた取り組みが適切に実施されているか、定期的に監査と評価を行う。評価結果に基づいて改善策を実施する。

2. 外部評価の活用

外部の専門機関や監査機関による評価を受け入れ、施設内の運営と虐待防止策の透明性を確保する。

・報告体制と相談窓口の整備

1. 虐待に関する報告体制の整備

職員、利用者、またはその家族からの虐待に関する報告を受けるための相談窓口を設置し、報告があった場合には迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

2. 外部機関との連携

虐待の疑いがある場合には、速やかに保健所や警察、福祉事務所などの外部機関に連絡をし、連携して対応を行う。

4. 虐待発生時の対応と手順

・虐待発覚時の対応

1. 直ちに利用者の安全を確保する

虐待が発覚した場合には、まず利用者の安全を確保し、可能な限り速やかに他の職員と連携して対応を行う。

2. 事実確認と調査

虐待が疑われる場合には、内部で事実確認を行い、状況に応じて必要な調査を実施する。調査には第三者を交え、透明性を保つことが重要である。

3. 適切な支援の提供

虐待を受けた利用者には、必要な心理的支援やカウンセリングを提供し、健康状態の確認と治療を行う。

4. 外部機関への報告

虐待が確認された場合、速やかに外部機関（警察、福祉事務所、保健所など）に報告し、適切な法的対応を取る。

・関係者への対応

虐待が発生した場合には、職員、利用者の家族、関係者に対して、適切な情報提供を行う。関係者の理解を得ながら、今後の対応について協議を行う。

5. 再発防止策

・職員への懲戒処分

虐待を行った職員には、施設内での懲戒処分を適切に行い、再発防止のための措置を講じる。懲戒処分後も再発防止のために教育とサポートを提供する。

・組織全体での意識改革

虐待防止に向けた意識改革を施設全体で行い、組織文化として虐待が許されない環境を作り上げる。職員間での情報共有やミーティングを通じて、常に虐待防止意識を維持する。

・利用者との信頼関係の構築

利用者が安心して過ごせる環境を提供するために、利用者と職員の信頼関係を築く。利用者が虐待を訴えやすい環境を整え、心身ともに安全な空間を確保する。

6. 外部機関との連携

・福祉機関や警察との連携

虐待の疑いがある場合、福祉機関や警察との連携を強化し、速やかに適切な対応を行う。外部機関からの指導や助言を受け入れ、問題の早期解決を目指す。

・第三者機関による評価と指導

必要に応じて、第三者機関による評価や指導を受け、施設内の虐待防止体制の改善を図る。

終わりに

虐待防止は、施設運営における最も重要な課題の一つです。この指針に従い、施設内での虐待を防ぎ、利用者の尊厳と安全を守るために全職員が協力し、取り組むことが求められます。虐待が発生した場合には迅速に対応し、再発防止のために施設全体で意識を高めることが重要です。